

(国土交通委員会)

平成十四年度における特殊法人の主たる事務所の移転のための関係法律の整備に関する法律案

(閣法第二四号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、多極分散型国土形成促進法の移転基本方針に基づき、平成十四年度において東京都区部から主たる事務所を移転することを予定している日本原子力研究所、宇宙開発事業団、水資源開発公団、日本鉄道建設公団、運輸施設整備事業団及び都市基盤整備公団の六特殊法人について、各設立根拠法における主たる事務所の所在地の規定を一括して改める措置を講じようとするものである。

なお、この法律は、各法人ごとに、それぞれ平成十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。